会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第1064号
令和４年９月　５日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）の
薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について

標記のことについて、県保健医療部長から別添のとおり通知がありました。

ラゲブリオが８月１８日より薬価収載されました。今後、一般流通が開始されるまでの間、無償での提供が行われるということです。

つきましては、ご了知いただきますとともに、貴会会員医療機関あてご周知ください。

担　当：業務Ⅰ課　石田

草加八潮医師会
収受
4.9.-6
第 615 号

感対第７７１－１号
令和４年８月２９日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　　山﨑　達也
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）の
薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（周知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省より事務連絡が発出されておりますので、お知らせいたします。

つきましては、事務連絡の内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－３５５７
Ｅｍａｉｌ：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和４年８月10日

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の
薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（周知）

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg。以下「本剤」という。）については、令和３年12月24日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されました。

本剤については、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、本剤を配分してきたところです。

今般、製造販売業者（「MSD株式会社」をいう。）において本剤の安定的な供給が可能となったことから、令和４年８月10日に開催された中央社会保険医療協議会総会の承認を得て、本剤が薬価収載されることになりました。

つきましては、今後の本剤の医療機関及び薬局への配分等について、下記のとおりとしましたので、御了知いただくとともに、管内医療機関及び薬局への周知方よろしくお願いします。

記

1．当面の間の本剤の配分について

本剤が薬価収載された後も、薬価収載品としての本剤（以下「一般流通品」という。）の流通が開始されるまでの間は、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の医療機関及び薬局への配分について」（令和３年12月24日付け事務連絡（令和４年７月１日最終改正）に基づき、引き続き、国が購入した本剤（以下「国購入品」という。）を配分することとします。

現下の感染状況に鑑み、本剤を必要とする患者に速やかに投与できるよう、適切な在庫の確保など、状況に応じた本剤の配分依頼をお願いします。

2．一般流通開始日及び一般流通開始以降の国購入品の取扱いについて

一般流通が開始される日及び一般流通開始に伴う国購入品と一般流通品の切替えに係る取扱いについては、追ってご連絡します。

【問い合わせ】
＜本件全体に関すること＞
新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）
＜薬局に関すること＞
医薬・生活衛生局総務課（薬局担当）

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について

（宿泊療養・自宅療養者）

埼玉県保健医療部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症にかかる医療費は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、公的医療保険（国民健康保険や被用者保険など）を優先給付した後、残る部分が公費負担の対象となります。ラゲブリオの一般流通が開始される見込み（時期未定）となりましたので、公費手続きについて、改めて確認をお願いいたします。

1　検査公費

医師が診療のために必要と判断した患者に対し、医療機関がPCR検査等を実施した場合、検査実施料及び検査判断料が公費負担されます。

《公費負担者番号 8ケタ（保健医療機関の所在地の番号を使用）》

さいたま市：「28111508」 川越市：「28112506」 越谷市：「28113504」 川口市：「28114502」 それ以外：「28110500」

《公費負担医療受給者番号 7ケタ》 全国共通：「9999996」

- 県又は保健所設置市と委託契約を締結する必要があります（契約は事後でも構いません）。契約については「新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費支給に関する契約について(医療機関の皆さまへ)」（ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/junkanki/korona.html ）をご確認ください。
- 検査に係る診療報酬のうち、検体採取料は公費適用とはなりません。
- 患者自身が行った検査結果を用いて診断を行う場合には、検査実施料、検査判断料は算定できません。

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について

（宿泊療養・自宅療養者）

埼玉県保健医療部感染症対策課

2　外来公費

都道府県が実施する宿泊療養・自宅療養の対象になった軽症者等については、療養期間中の新型コロナウイルス感染症に関する医療について、公費負担されます。

《公費負担者番号 8ケタ（保健医療機関の所在地の番号を使用）》　埼玉県共通「28110609」

《公費負担医療受給者番号 7ケタ》全国共通：「9999996」

- 外来公費を使用するために、医療機関又は薬局が必要な手続きはありません。診療・検査医療機関でなくても公費を請求することができます。
- 公費給付対象となる医療について、令和2年5月診療分以降は、原則として、医療機関又は薬局は窓口で患者から自己負担部分は徴収せず、医療機関又は薬局が審査支払機関を通じて都道府県へ公費を請求することとなっております。ラゲブリオの一般流通が開始されますと、薬剤料として数万円の自己負担額が発生しますが、公費となるため、医療機関又は薬局が患者から徴収する必要はありません。
- 医師の診断を受けるより前に実施された医療（例：検査当日の初再診料、院内トリアージ料）は公費対象となりません。
- 新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても当然に実施されたであろう医療は公費適用となりません。

その他詳細については、埼玉県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担について」（https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/pubexp.html）にまとめておりますので、ご確認ください。